

岡崎市衛生設備資金貸付条例（昭和37年岡崎市条例第30号）の規定による貸付金の弁済について、貸主岡崎市を甲とし、借主 **XXXXXXXX**を乙とし、次の条項により契約を締結する。

（償還）

第1条 乙は、**XX年 XX月 XX日**に甲から借り受けた **XXXXXXXX**円の衛生設備資金（以下「貸付金」という。）について、次に掲げるところにより償還するものとする。

（1）償還期間は、**XX年 XX月 XX日**から **XX年 XX月 XX日**までとする。

（2）毎月払の元金均等の方法により、甲の発する納入通知書の定めるところにより支払うものとする。

（遅延損害金）

×部分は記入しないでください

第2条 乙は、毎月の償還期日までに、償還すべき元金を支払わないときは、償還すべき元金の額に年3%を乗じて計算した遅延損害金（計算した額が1,000円未満である場合は全額切り捨て、100円未満の端数切り捨て）を償還すべき元金に加算して甲に支払わなければならない。

（繰上償還）

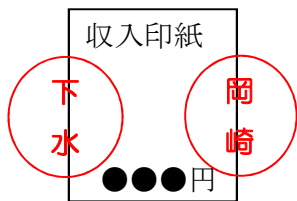
第3条 乙は、未償還金の全部又は一部を繰上償還することができる。

（保証）

第4条 連帯保証人 **XXXXXXXX**は、乙と連帯して、この契約に基づく債務を保証する。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

XX年XX月XX日



契約証書は2通作成し、1通のみ見積金額(もしくは貸付希望金額)に応じた額の収入印紙(別紙印紙税額一覧表参照)を貼付してください。

割印は申込人、連帯保証人それぞれの印で割ってください。

訂正があるときは、修正液は使用せず、訂正印を押してください。

甲 岡崎市十王町2丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市水道事業及び下水道事業管理者
○○ ○○

乙 住所 岡崎市十王町2丁目9番地

氏名 下水 太郎 **下水**

連帯保証人

住所 岡崎市若宮町2丁目1番地1

氏名 岡崎 花子 **岡崎**